

災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に 受入れることに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害時（大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等をいう。以下同じ）において大分市災害対策本部から避難情報が発令された地域の災害時要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、大分市（以下「甲」という。）が、〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、避難施設として乙の所有する社会福祉施設等への受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、施設入所・入院に至らない程度の在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及びこれらに準じる者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、大規模災害時において、避難施設として社会福祉施設等を確保する必要があるときは、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 〇〇〇〇（施設名）
（住所）

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(要配慮者の移送)

第6条 要配慮者の移送は、原則として要配慮者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要配慮者が受入れ期間に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員等について協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、有効期限の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
市長名 印

乙 所在地
法人名
代表者名 印